

平成 24 年度世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI） Q&A 集
（追加分）

問 1. 平成 24 年度から開始された事業を既存の拠点形成措置として活用することは可能か。

（答）

今回の公募では、「これまでの拠点形成の成果を最大限活用した拠点構想の応募も奨励する」としており、ある程度の拠点形成の成果が既に輩出されていることを前提としています。したがって、今年度新たに開始する事業等を既存の拠点形成措置として活用することは想定していません。

問 2. 「本プログラムに既に採択されている機関は対象としない」とあるが、既採択拠点のサテライトが設置してある機関も申請できないのか。

（答）

今回公募の対象とならないのは、既に本プログラムに採択されているホスト機関です。なので、それ以外の機関であればサテライト設置の有無に関わらず申請可能です。

問 3. 申請内容が既採択拠点における研究領域と重複あるいは類似した場合、審査に影響を及ぼすか。

（答）

重複あるいは類似と捉えられる程度にもよりますが、考慮され審査の際の判断の材料となる可能性があります。（一般に、世界トップ拠点を目指す施策であることから重複・類似の研究領域を積極的に採択することは想定されません。）

問 4. 実用化に主眼を置いた競争的資金等であっても、ホスト機関からのリソースに計上することは可能か。

（答）

本事業では、拠点の中核となる活動において基礎研究が行われ、絶えず関連する新しい領域が生み出されることを想定していますが、その中から応用への展開等がなされることも当然想定されます。この点に鑑みた上で拠点構想全体の中に適切に位置付けられるのであれば、当該の競争的資金等をリソースとして計上することは可能です。

問 5. 先行する拠点では、融合研究を促進するための研究費を措置しているがどのような位置付けなのか。また、スタートアップ研究費を措置できる年数に限りはあるのか。

（答）

補助金では研究プロジェクト費とすべきものは措置できませんが、事業の趣旨に鑑

み、スタートアップ研究費が措置できます。融合研究の促進についても、拠点内で適切に制度を整備し運営する場合には、補助金から融合研究の促進のためのスタートアップ研究費を措置できます。原則としてスタートアップ研究費は、当該研究者が競争的資金等の研究費を申請・獲得するまでの間の、立ち上げのための研究費です（いわゆるシードグラントと言えるもの）。具体的な年限は、研究分野や研究の性質等によっても異なると考えられるため、設けないものの、前述の趣旨に鑑み、あまりに長期にわたりスタートアップ研究費を定常的に支出し続けることは望ましくないと考えます。

問 6. 広報やアウトリーチ活動はどの程度の実施が想定されるのか。

（答）

研究成果について、研究者コミュニティに限らず広く社会・国民に対して説明責任を果たすことは、本事業のみならず科学技術への国民の支持を得るために重要です。このため、本事業では、広報活動・アウトリーチ活動に積極的に取り組んでいただくこととし、フォローアップにおいても当該活動の状況を確認しています。（例えば、既存の拠点ではアウトリーチ担当官を置き組織的に広報活動を実施しています。）

問 7. 事務部門長が主任研究者を兼ねることは可能か。

（答）

事務部門長と主任研究者の兼任については、事務部門長は「拠点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって研究に専念できる環境を常に提供しつづける役割を担う」ことを求めていますので、事実上、難しいのではないかと考えます。審査の際には、事務部門長候補者が上記の役割を適切に担えるかどうかも含めて評価されることとなります。

問 8. 今回の公募の採択件数は「3 件程度」とあるが、既存の取組に囚われない拠点構想（いわゆる新規の拠点構想）と、既存の拠点形成措置を活用した拠点構想によって件数は予め定められているのか。

（答）

定めておりません。審査の際にはあくまでも、世界トップレベルの拠点形成を達成できるかどうかの評価されます。ただし、審査の結果、同程度の評価である場合は、既存の拠点形成措置を活用した拠点構想の方が優先的に採択を考慮されることがあり得ます。

問 9. 既存の拠点形成措置を活用した拠点構想での申請の場合、これまでの拠点形成の全部分をマッチングさせなければならないのか（これまでの拠点形成の一部だけの活用は認められないのか）。

（答）

これまでの拠点形成措置のうち適切な部分を土台として活用することも排除されません。世界トップレベルの拠点形成を達成できるかどうか、という観点でみた際に本事業への応募にあたっての土台として適切な規模で措置額が見積もられているかを含めて評価されることとなります。

問 10. 先行する拠点においては、外部有識者委員会を設置しているようだが、設置は必ず行わなくてはいけないのか。

(答)

設置は義務ではなく、例えば、本事業のプログラム委員会による中間評価等においても、そのような外部有識者委員会の評価結果の提出は求めています。しかし、一般に、外国人有識者を含む外部有識者から構成される委員会を設置し、助言を得ることは、世界的なトップレベルの研究拠点で見られることであることから、有用でありかつ推奨されるものと考えられます。